

岳南排水路の概要

||||||| 令和 7 年度版 |||||

令和 7 年 4 月

岳南排水路管理組合

目

次

1	岳南排水路の沿革	1
2	管理運営	1
3	岳南排水路管路図	2
4	事業計画について	3
5	岳南排水路施設の概要	3
6	岳南排水路の都市計画決定及び変更の経緯	4
7	岳南排水路使用工場の現況について	5
8	業種別工場数について	6
9	岳南排水路使用工場の推移	6
10	岳南排水路排水量経年変化	7
11	令和6年度路線別排水量	8
12	許可排水量別工場数一覧	9
13	工場排水の水質基準について	9
14	路線別使用工場一覧	10
15	使用料対象費用	11
16	使用料体系	12
17	使用料	13
18	執行体制について	14
19	財政状況について	15

資 料

岳南排水路管理組合同約	16
《関係法令抜粋》	
地方自治法（抜粋）	18
下水道法（抜粋）	19
下水道法施行令（抜粋）	21
都市計画法（抜粋）	21

1 岳南排水路の沿革

岳南地域は江戸時代の中頃から、駿河半紙と呼ばれる三桎を原料とする小規模な和紙生産が行われていた。明治期の富国強兵、殖産興業政策により、機械による製紙技術が導入されると豊かな水と大消費地である東京に近い地の利を背景に、近代製紙産業が発展することとなった。

その後、第二次世界大戦による停滞など幾多の危難があったが、戦後は出版用紙需要の急激な増大に支えられ、本地域の紙パルプ産業は目覚ましい勢いで回復し、日本一の紙生産地としての地位を築き上げた。

しかし、紙生産の特性から大量の水が使用されることにより、多量の未処理排水が河川に排出された。この結果、農業への悪影響のみならず市街地にも汚水が流入することとなり生活環境悪化を招来することとなった。

このようななか、静岡県は昭和 26 年、岳南地域の生活環境と農工業の共存を図り、都市環境の整備を目的として、工場排水専用排水路として岳南排水路（特別都市下水路）の建設を開始した。昭和 49 年度までには現在の基本線形である岳南 1 号から 5 号排水路まで総延長約 33 km が完成をみた。その後、岳南 1 号排水路の老朽化に対する安全対策を目的として、岳南排水路 1 号バイパスが計画され（昭和 57 年国の事業認可（都市下水路））昭和 60 年度に延長約 3 km が完成した。平成元年度に岳南 1 号排水路の流下能力対策を目的として、管路新設事業が計画され、平成 17 年度には、延長約 2 km が完成し、管路総延長は約 38 km に達している。

2 管理運営

岳南排水路は静岡県が事業主体として設置、管理していたが、昭和 43 年、下水道法第 26 条第 1 項の規定に基づき県と関係市（富士市、富士宮市）が協議した結果、地方自治法第 284 条の規定に基づいて一部事務組合（岳南排水路管理組合）を設立し、この組合が県から施設の無償譲渡を受け維持管理を行うこととなった。

現在は岳南排水路管理組合が事業主体として岳南排水路の設置、管理を行っている。

3 岳南排水路管路図



4 事業計画について

計 画	年 度	対 象 排 水 路		事業費 (千円)	財源内訳%				
		排水路名			国	県	市	受益者	
当 初 計 画	S26～30	1号排水路 (鷹岡より上流部)	1号排水路	第1	63,298	25	25	25	25
第 1 期 計 画	S32～37	1.2号排水路	1号排水路	第1～第5	379,536				
			2号排水路	第1～第5					
第2期(前期)計画	S37～42	3号および幹線排水路 (田子の浦港貯木場まで)	3号排水路	第1～第5	860,400				
			今泉ポンプ場						
			幹線排水路						
第2期(後期)計画	S42～46	1.4.5号および幹線排水路 (鈴川海岸まで)	1号排水路	分排	2,667,564				
			4号排水路						
			5号排水路	第1～第2					
			第2期(後期)計画 残事業	S48					
5号排水路	第3								
バイパス建設計画	S57～60	1号排水路(伝法付近)	1号排水路	第1．第8	1,492,574	40	10	15	35
管路新設計画 (流下能力対策事業)	H1～6	1号排水路(久沢付近)	1号排水路	第7	467,371	—	—	—	—
	H9								
	H12～15								
	H16～17	1号排水路(厚原付近)	1号排水路	第9					
合 計					5,930,743				

※岳南排水路事業計画は、上流部より建設が開始され、各期計画の完了近くなって、前計画を包含し、順次下流域に向かって拡大されてきた。

5 岳南排水路施設の概要

排水路名	計画排水量 (m ³ /日)	建設期間	管径(mm)	布設延長(m)	排水面積(ha)
岳南 1 号	522,000	S27.1.4 ～ H21.8.28	⊙250～⊙2,000	20,732	64
岳南 1 号 分排水路		S44.6.5 ～ S47.6.24	⊙1,500～⊙2,200	3,110	
岳南 2 号	251,000	S35.12.28 ～ H9.6.13	⊙450～ □2,400×1,600	3,918	18
岳南3号A	153,000	S39.11.16 ～ S43.3.25	⊙500～⊙1,500	2,405	12
岳南3号B	274,000	S38.2.10 ～ S43.3.25	⊙700～⊙2,000	2,299	72
岳南 4 号	217,000	S48.2.13 ～ S62.3.25	⊙1,350～⊙1,800	1,979	60
岳南 5 号	383,000	S43.5.23 ～ S49.3.28	⊙900～ □3,000×3,000	1,942	83
岳 南 幹 線	—	S38.2.5 ～ H9.2.28	⊙1,800～ □5,400×4,000 堅坑 4箇所 吐き口 □6,450×4,000	2,008	—
今泉ポンプ場	—	S41.7.1 ～ S43.3.25	敷地3,904 m ² 管理棟一部2階 274m ² 主ポンプ4台 700mm 60kw/台 沈砂池3池(巾3.2m×長15m×深3.50m) 自家発電機300KVA 1台		
合 計	1,800,000			38,393	309

※計画排水量は平成15年12月の許可排水量再配分後の数字を掲載。
※布設延長は、少数点以下を端数調整してあります。

6 岳南排水路の都市計画決定及び変更の経緯

計 画	都市計画 の種類	施設の名称	事業名称	富士宮市 決定(変更) 告示年月日	鷹岡町 決定(変更) 告示年月日	吉原市 決定(変更) 告示年月日	富士市(合併後) 決定(変更) 告示年月日	摘 要
当初計画 (S26～S30)	都市計画 水利施設	岳南水路	都市計画 水利施設事業	S27.4.10	S27.4.8			S26.9.1 事業着手 (失業対策事業の一環) 富士宮市決定に富士根村分を含めて決定
	"	"	"	S29.4.26	S29.4.26			事業認可変更 S30.3.20 供用開始(滝戸ゲート)
第1期計画 (S32～S37)	都市計画 排水施設	岳南排水路	特別都市 水利事業		S32.9.9	S32.9.9		計画の種類、事業名称変更
	"	"	"			S33.9.19		S33.4.24 下水道法制定
	"	"	"		S34.8.13	S34.8.13		
	"	"	特別都市 下水路事業		S35.7.4	S35.7.4		事業名称の変更
	"	"	"			S37.7.19		
第 2 期 前期計画 (S37～S42)	"	"	"			S38.2.28		
	都市計画 下 水 道	第2号下水道 (岳南排水路)	"			S39.6.18		計画の種類、事業名称変更(砂山ポンプ場計画)
	"	"	"			S40.3.5		S41.11.1 吉原市、富士市、鷹岡町合併
第 2 期 後期計画 (S42～S46)	"	"	"				S42.7.13	海岸放流(砂山ポンプ場)計画 S43.6.15 都市計画法全面改正
	"	"	"				S45.5.19	S43.9.30 管理組合設立(富士臨海地区総合開発事務所廃止) S44.6 鈴川海岸放流関係工事の中止
	"	"	(特定公共 下水道事業)				S46.6.23	S45.12.25 公害国会(特定公共下水道への切替義務) S46.10.29 処理場計画中止決定(工場排水個別処理)
残事業	岳南広域都市 計画下水道	"	"				S47.8.30	S47.12.19 岳南4号,5号の一部事業認可・建設
バイパス 建設計画 (S57～S60)	"	岳南排水路	都市下水道 事業				S57.1.4	岳南1号バイパス建設事業
	"	"	"	S57.11.16			S57.11.18	岳南1号の一部ルート変更
	"	"	"				S59.12.27	岳南1号の一部ルート変更
—	"	"	"	H24.2.21			H24.2.8	排水区域変更、都市計画運用指針に沿った都市計画上での 一部路線廃止

7 岳南排水路使用工場の現況について

令和7年3月31日現在

会 社 数 67

会 社

工 場 数 86

工 場 (内休止工場9工場)

路 線 名			工 場 数			令和6年度排水量 単位:万 m ³ /日
1 号	北部	富士宮地区	41 (内休止 3工場)	27 (内休止 2工場)	9 (内休止 1工場)	4
		鷹岡地区		18 (内休止 1工場)	9	
	南部(伝法地区など)			14 (内休止 1工場)		3
2 号(今泉地区)			22 (内休止 5工場)			11
3 号	A(原田地区)		14 (内休止 1工場)	7		7
	B(比奈地区)			7 (内休止 1工場)		12
4 号(鈴川地区)			3			4
5 号(平垣.蓼原.鈴川地区)			6			12
合 計			86 (内休止 9工場)			62

8 業種別工場数について

令和7年3月31日現在

区 分		富 士 宮	富 士	計
パルプ		0	1	1
紙	衛生用紙	4	33	37
	その他	1	15	16
板紙		1	6	7
紙加工品		0	0	0
小 計		6	55	61
製紙以外		2	14	16
休止工場		1	8	9
使用工場 計		9	77	86

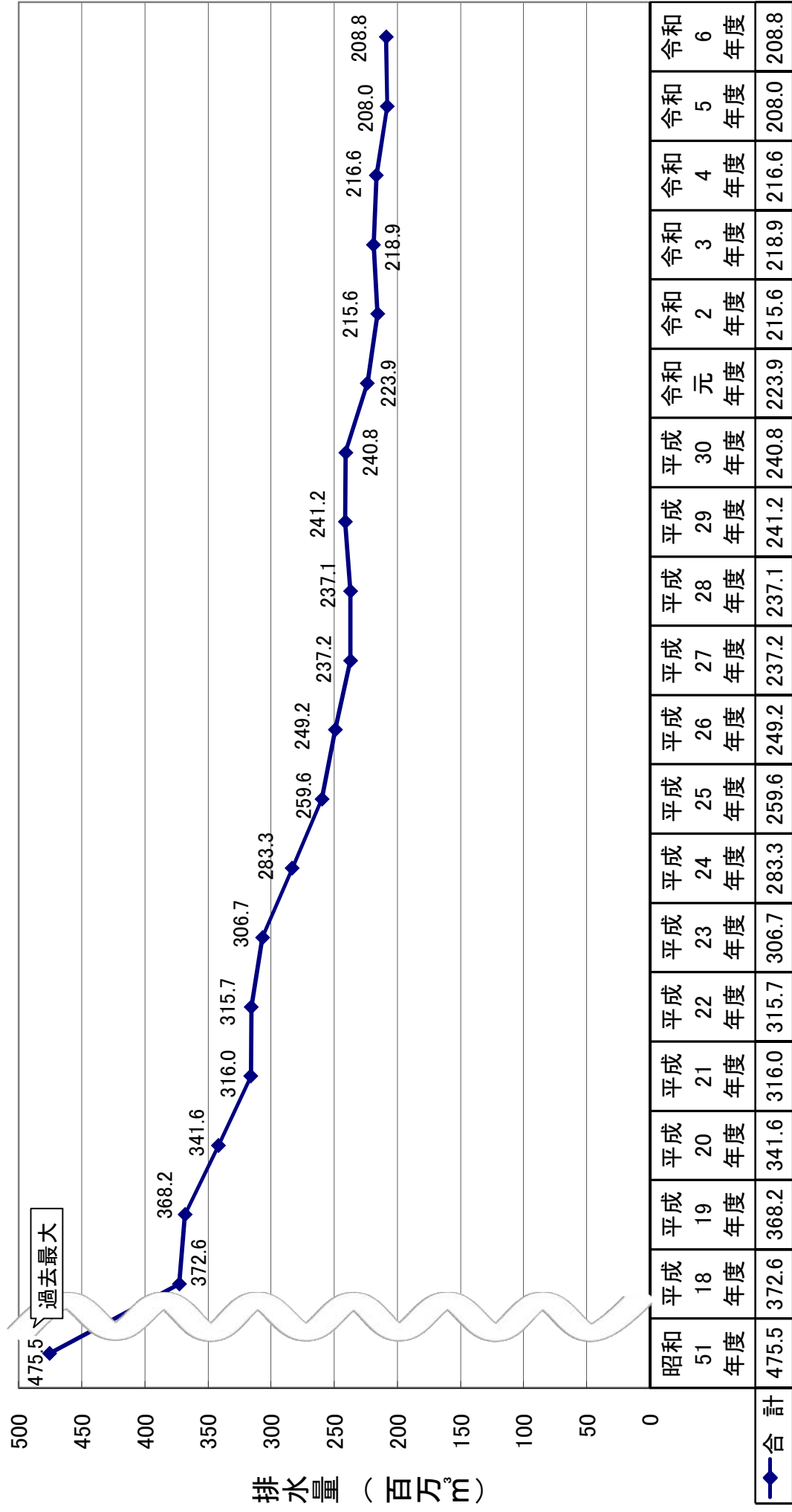
※パルプ・紙・板紙・紙加工品の分類については、「経済産業省生産動態統計」による。

9 岳南排水路使用工場の推移

区分	製 紙			製紙以外	休止工場	使用工場計
	富士宮	富士	小計			
平成21年度	7	64	71	16	7	94
平成22年度	7	64	71	16	6	93
平成23年度	7	64	71	15	6	92
平成24年度	7	61	68	15	6	89
平成25年度	7	59	66	15	6	87
平成26年度	6	57	63	14	9	86
平成27年度	6	56	62	17	7	86
平成28年度	6	54	60	17	9	86
平成29年度	6	53	59	17	10	86
平成30年度	6	54	60	16	11	87
令和元年度	6	53	59	15	11	85
令和2年度	6	54	60	16	10	86
令和3年度	6	55	61	16	9	86
令和4年度	6	55	61	16	9	86
令和5年度	6	55	61	16	9	86
令和6年度	6	55	61	16	9	86

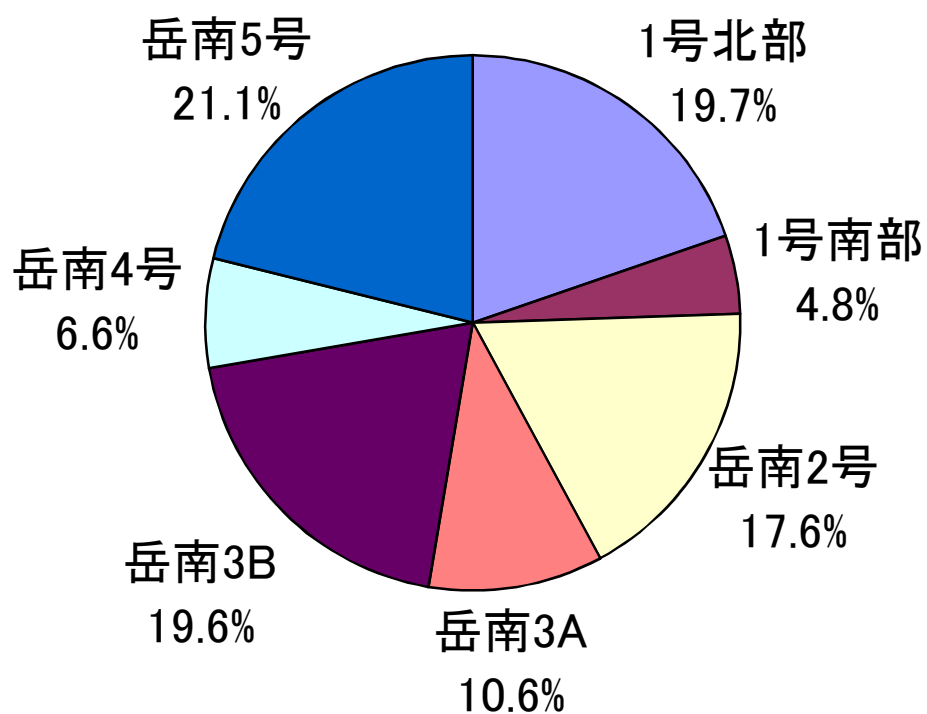
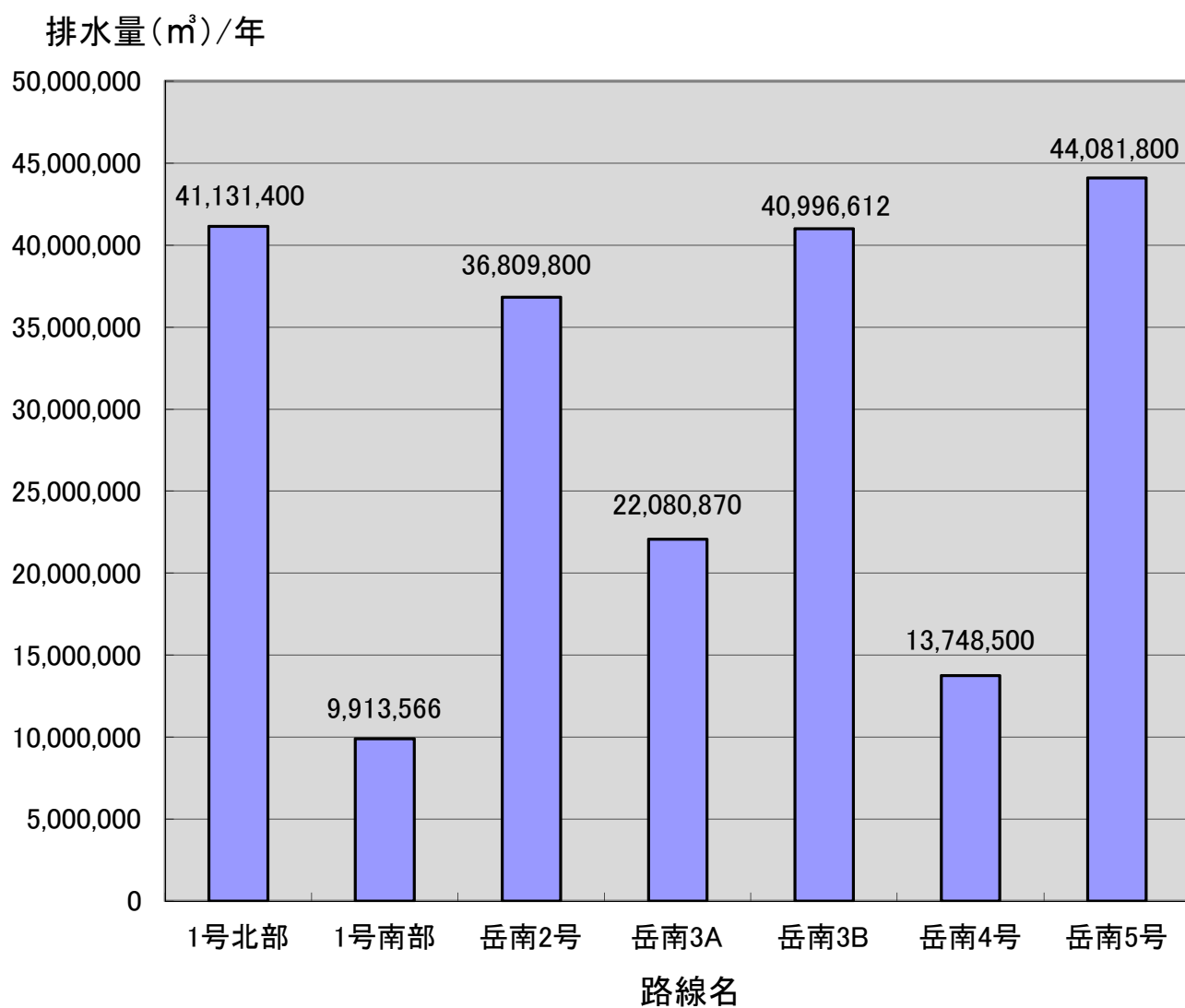
※各年度3月31日現在

10 岳南排水路排水量経年変化



年 度

11 令和6年度路線別排水量



12 許可排水量別工場数一覧

令和7年3月31日現在

許可排水量(m ³ /日)	路線別工場数 内、()は休止工場数								
	1号 北部 (富士宮)	1号 北部 (鷹岡)	1号 南部	2号	3号A	3号B	4号	5号	計
1,000m ³ /日未満 (小計 2,898m ³ /日)	1 (1)	2 (1)	5 (1)	4 (4)	1	2 (1)	0	1	16 (8)
1,000m ³ /日以上 3,000m ³ /日未満 (小計 18,158m ³ /日)	2	2	1	3	1	0	0	0	9
3,000m ³ /日以上 5,000m ³ /日未満 (小計 46,116m ³ /日)	1	4	3	3 (1)	0	0	0	0	11 (1)
5,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満 (小計 175,886m ³ /日)	3	5	5	6	2	3	0	1	25
10,000m ³ /日以上 30,000m ³ /日未満 (小計 254,413m ³ /日)	2	5	0	6	0	0	1	1	15
30,000m ³ /日以上 50,000m ³ /日未満 (小計 159,398m ³ /日)	0	0	0	0	3	0	1	0	4
50,000m ³ /日以上 (小計 455,420m ³ /日)	0	0	0	0	0	2	1	3	6
合計 (1,112,289m ³ /日)	9 (1)	18 (1)	14 (1)	22 (5)	7	7 (1)	3	6	86 (9)

13 工場排水の水質基準について

岳南排水路に排出される工場排水は、各工場で個別処理されており、排水基準に関する静岡県条例で、各工場の業種と排水の量により規制値が定められています。この排水基準の監督権限は、富士市の工場は富士市環境保全課、富士宮市の工場は静岡県環境局生活環境課にあり、水質の指導、監視業務を行っています。

14 路線別使用工場一覧

稼働工場												
地区	路線	工場名	地区	路線	工場名	地区	路線	工場名	工場名			
富士宮	1-1	森永乳業(株)富士工場	鷹岡	1-4	富士共和製紙(株)	比奈	3-1	イズミコーポレーション(株)	5-1	王子マテリア(株) 富士工場第一工場		
	"	コアレックス信栄(株)		"	三和製紙(株)		"	日本製紙パピリア(株) 原田工場				
	"	エリエールペーパー(株) 富士宮工場		"	エリエールペーパー(株) 富士工場鷹岡事業所	今泉	2-1	ダイオパーパー フロダクツ(株)	"	大興製紙(株)		
	"	マスコー製紙(株)		"	エリエールペーパー(株) 富士工場久沢事業所		"	三菱製紙(株)富士工場				
	"	(株)ニッピ富士工場		"	松菱製紙(株)	"	美藤製紙(株)	3-2	望月紙業(株)			
	"	東京製紙(株)		1-6	特種東海エコロジ(株) 本社・工場	"	大ニ製紙(株)	"	五條製紙(株)			
	"	大洋紙業(株)		1-7		"	丸富製紙(株)今泉工場	3-3	小野製紙(株)			
	"	高尾丸王製紙(株)山本工場			2-2	丸富製紙(株)今泉工場	"	春日製紙工業(株)				
鷹岡	1-1	丸富製紙(株)富士根工場	伝法・吉原	1-9	荒川化学工業(株)富士工場	比奈	3-4	林製紙(株)	5-3	王子マテリア(株) 富士工場第一工場		
	"	西山工業(株)					"	興亜工業(株)				
	"	トーヨーカラー(株) 富士製造所		1-1	高野製紙工業(株)		2-3	エリエールペーパー(株) 原田工場	"	朝日化学工業(株) 富士工場		
	"	TENTOK(株)		"	田子浦パルプ(株)		"	高尾丸王製紙(株)本社工場	"	日本製紙(株) 富士工場吉永		
	"	王子キノクロス(株) 富士工場		"	富士メッキ(株)		2-4	ニツク(株)	"	富士工場吉永		
	"			"	イデシギョー(株)八代工場		"	イデワコー(株)	"	ジャトコ(株)		
	"			1-5	イデサンコー(株)		2-5	新橋製紙(株)	"	丸富衛材(株)		
	"	丸井製紙(株)板紙工場		"	イデシギョー(株)		"	新橋製紙(株)第二工場	3-5			
	1-2	丸井製紙(株)家庭紙工場		1-7	勇和産業(株)		"	大日製紙(株)	4	鈴川エネルギーセンター(株)		
	1-3	富士里和製紙(株)		"	エリエールペーパー(株) 富士工場伝法事業所		"	大日製紙(株)第2工場	"	日本製紙(株) 富士工場吉永		
	"	TENTOK(株)鷹岡工場		"	大進加工紙(株)		"	美藤製紙(株)第二工場	"	日本製紙クレシア(株) 興陽工場		
	1-4	北越東洋ファイバー(株) 静岡工場富士工務部	"	紺屋製紙(株)	幹線	日本製紙パピリア(株) 原田工場依田橋	"					
		"	(株)三協日の出工場									
休止工場												
富士宮	1-1	王子マテリア(株) 富士工場(富士宮)	比奈	4	鈴川エネルギーセンター(株)	比奈・鈴川	2-1	美藤製紙(株)(第三)	休 止 工 場	王子マテリア(株) 富士工場(富士宮)		
				"	日本製紙(株) 富士工場吉永		"	高尾製紙(株)今泉工場			1-1	富士工場(富士宮)
				比奈			"	高山 開			"	富士スパイラル工業(株)
				比奈			2-3	ダイニツク(株)富士工場			1-7	王子マテリア(株) 富士工場第二工場
				比奈			2-5	丸富コンバーティング(株)			2-1	美藤製紙(株)(第三)
休止工場												
休止工場												

15 使用料対象費用

管理組合の実施する維持管理事業は、岳南地域の産業振興と市民生活の調和のため、通常の維持管理のほか、施設の更新、更生等の保全事業を進めています。

岳南排水路は、下水道法第2条第5号に規定される都市下水路として管理し、その使用料は地方自治法第225条の規定に基づく公の施設の使用にかかる使用料として徴収しています。

しかしながら、本排水路は下水道施設であるため、使用料の対象費用は下水道施設の使用料を決定する際の原則に基づき、設定しております。

昭和55年度の使用料改定の際は、通常の維持管理事業費、施設全体の減価償却費に加え、維持管理指標として

- ① 長期的な改良計画
- ② 現状における維持管理事業計画
- ③ 硫化水素ガス監視体制確立と水質調査の強化

④ 維持管理事業計画を積極的に推進するため維持管理機構の合理化の推進を基本として、5年間の事業計画を策定し、使用料対象費用が設定されました。

平成3年度の改定にあたっては、流下能力対策事業、保全対策事業、関係市等調整対策事業の3点を基本的骨子として、短期（平成3年度～平成7年度）、中期（平成3年度～平成12年度）、長期（平成3年度～平成17年度）の事業計画を策定しました。また管理面においては、水質調査体制の充実、排水量のより正確な把握、排水の資源活用の研究を基本的事項といたしました。

平成17年度は、これまでの事業計画の見直しを行ない、「安全で強い施設づくり」、「管理しやすい施設づくり」の2本柱として新たに短期（5年）、中期（10年）、長期（20年）の事業計画を策定しました。

平成22年度は、「管理しやすい施設づくり」については当面の目標が達せられたことから、「安全で強い施設づくり」として事業計画の見直しを行い、短期（5年）、中期（10年）の事業計画を策定しました。

平成27年度は、引続き「安全で強い施設づくり」を柱としつつ、新たに策定された「ストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化計画」を基に事業計画の見直しを行い、短期（平成28～32年度）、中期（平成28～37年度）、長期（平成28～47年度）の事業計画を策定しました。

令和3年度は、「持続可能な組合事業の経営」を柱として、改築、耐震化、長寿命化を効率的に推進するために策定したストックマネジメント計画に基づき、引き続き施設の延命化を図ると共に施設の統廃合・ダウンサイジングを進め、将来を見据えた持続可能な事業計画を策定しました。

16 使用料体系

岳南排水路は、その受入排水を使用者の工場排水に限定し、その受益者も特定しているため、使用料は排水量に応じて維持管理費（運営事務費、施設改良費等を含む）を回収するものです。

昭和 55 年に改定された使用料体系は、単一従量料金制を採用していたため、使用料収入に占める管理組合運営等にかかる経費と、施設の保全経費にかかる費用の負担区分が不明確でありました。

このことから、平成 3 年度の使用料改定に際し、「基本料金制と従量料金制の二部料金制に改め、固定的経費と流動的経費の費用負担区分が明確に分類できる料金制」を導入しました。

固定的経費は、管理組合の事務運営及び通常の施設維持に必要な経費として基本料金の対象とし、流動的経費は、施設の保全整備に必要な経費として従量料金の対象としました。

基本料金は使用者の許可排水量を算定の基礎とし、従量料金は毎月の実績排水量を算定の基礎としています。

また、最低料金制を設定し、使用料徴収経費に満たない場合に適用しています。

平成 3 年度の使用料改定以降、5 年毎（平成 7 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度、令和 3 年度（新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度は策定見送り））に財政収支試算を行い、岳南排水路運営委員会で審議の上、その都度、使用料は据え置きとして来ました。

17 使用料

岳南排水路の使用料は、「岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例」に基づいて、基本料金と従量料金の合計額で算出しています。

基本料金は各事業所の許可排水量を基に算定し、従量料金は毎月の実績排水量を基に算定しています。

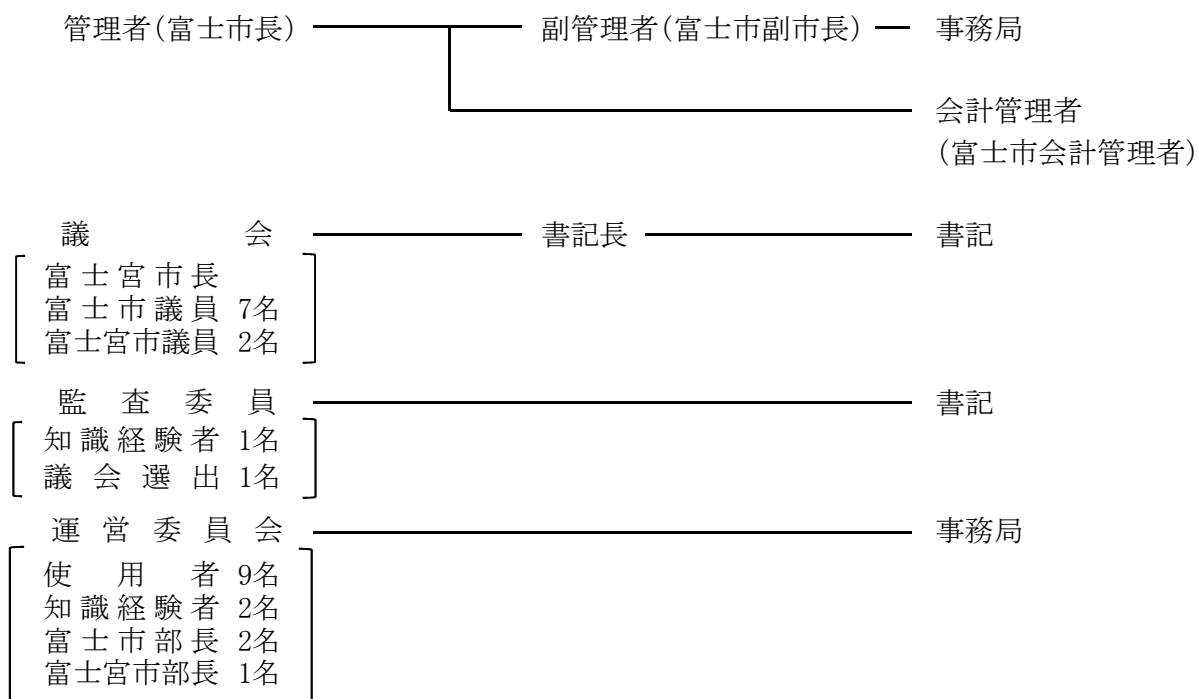
【月額使用料算定表】

項 目	算 定 式 等	単価及び料金 (消費税10%含む)
基本料金	許可排水量(日量換算量) × m ³ 単価	11.33 円／m ³
従量料金	実績排水量 × m ³ 単価	1.32 円／m ³
最低料金	当該月の算定使用料が13,200円に満たない場合	13,200 円／月

- ・ 休止事業所は、基本料金とし、最低料金に該当する場合であっても最低料金は適用しない。

18 執行体制について

(1) 岳南排水路管理組合組織図



(2) 事務局組織図(令和7年4月1日現在)

	課	係	業 務
局長	総務課	庶務係	議会に関すること。
			職員の人事、給与及び服務に関すること。
			会計及び決算の調整に関すること。
			事務局の庶務に関すること。
		業務係	事業計画の調整及び事務管理に関すること。
			使用料金等の徴収に関すること。
			工事請負等の契約及び指名業者に関すること。
	施設課	管理係	財産の取得、登記及び処分に関すること。
			施設の小規模な維持及び修繕に関すること。
			ポンプ場の運転管理に関すること。
			管内点検及び清掃に関すること。
		工務係	排水の調査及び研究に関すること。
			下水道事業の計画及び認可に関すること。
			施設の維持、補修及び改築に関すること。
			災害復旧工事に關すること。

19 財政状況について

令和7年度(当初予算)

歳 入

単位:千円

区 分	金 額	構成比(%)
使 用 料	409,741	72.7%
財 産 収 入	48,808	8.7%
繰 入 金	69,000	12.2%
繰 越 金	30,000	5.3%
諸 収 入	6,451	1.1%
合 計	564,000	100.0%

歳 出

単位:千円

区 分	金 額	構成比(%)
議 会 費	290	0.1%
運 営 費	158,078	28.0%
施設維持管理費	97,233	17.2%
施設改良費	251,592	44.6%
基金積立金	53,807	9.6%
予 備 費	3,000	0.5%
合 計	564,000	100.0%

資 料

岳南排水路管理組合規約

昭和 43 年 9 月 30 日
静岡県指令地第 873 号許可

(組合の名称)

第 1 条 この組合は岳南排水路管理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、富士市及び富士宮市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、岳南排水路の設置及び管理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、富士市今泉 654 番地の 1 に置く。

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は 10 人とし、富士市 7 人、富士宮市 3 人とする。

(議員の任期)

第 6 条 議員の任期は 2 年とする。

2 補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

(議員の選挙等)

第 7 条 組合の議員は、富士宮市長及び関係市の議会において議会の議員のうちから選挙された者をもつてあてる。

2 選挙を行なうべき期日は組合の管理者が定めて関係市の長に通知しなければならない。

3 第 1 項の選挙が終ったときは、関係市の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第 8 条 議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行なわなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の選挙に準用する。

(執行機関の組織)

第 9 条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に必要な職員若干名を置く。

(執行機関の選任の方法)

第 10 条 管理者は、富士市長をもつて充てる。

2 副管理者は、富士市の副市長のうちから管理者が指名する。

- 3 会計管理者は、富士市会計管理者をもつて充てる。
- 4 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者及び議員のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては3年とし、議員のうちから選出される者にあつては議員の任期とする。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、組合の事業から生ずる使用料、関係市の負担金その他の収入をもつてあてる。

- 2 岳南排水路の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定により国が費用の一部を負担するものに限る。）に要する経費に係る関係市の負担金の負担割合は、当該災害が発生した日の前日において関係市にそれぞれ敷設された岳南排水路の管路延長の比率によるものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定の例による。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成19年1月18日静岡縣市行第407号許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日静岡県指令地許可）

この規約は、関係市の協議が調った日から施行する。

《関係法令抜粋》

地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の種類）

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

（分担金）

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

以下 省略

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合の構成団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

以下 省略

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

下水道法（抜粋）

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

（管理）

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

（指定）

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者（以下「都市下水路管理者」という。）は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

- 2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に関係のある土地改良区（土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利関係団体）の意見をきかなければならない。

（行為の制限等）

第二十九条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。
- 二 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- 2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に関し、権原に基き、第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

下水道法施行令（抜粋）

（都市下水路の最小規模）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するために設けられるもの 当該下水道の始まる箇所における排水管の内径又は排水渠の内のり幅（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が二百五十ミリメートルで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の排除することができる下水の量が一日に一万立方メートルのもの
- 二 その他のもの 当該下水道の始まる箇所における管渠の内径又は内のり幅が五百ミリメートルで、かつ、地形上当該下水道により雨水を排除することができる地域の面積が十ヘクタールのもの

都市計画法（抜粋）

（受益者負担金）

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。